

たうん

情報

市役所への問合せ先

□本 庁 ☎24-1111
 □吉田支所 ☎52-1111
 □三間支所 ☎58-3311
 □津島支所 ☎32-2721
 □宇和海支所 ☎62-0311



ぼしゅう

第69回南予美術展作品

あなたの創作した作品を出展してみませんか。自由な発想の作品をお待ちしています。

【とき】

(前期) 11月14日(土)～18日(水)
 (後期) 11月19日(木)～22日(日)

【ところ】生涯学習センター

【対象】宇和島圏内に住む高校生以上の人

【出品点数】1人1作品(絵画・立体造形・陶芸・工芸・デザイン・写真・書道など)

【規格】絵画・デザインは50号以下。作品の裏面に氏名・題名を記入してください。

【提出・問合せ先】9月16日(水)までに所定の用紙で文化・スポーツ課 ☎内線2719へ

地域密着型サービス事業者

市介護保険事業計画(27～29年度)に基づき、事業者を募集します。

【募集対象サービス】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

【募集定数】1事業所(市内全域)

【開設予定】平成28年4月

【募集要件】

①法人格を有していること
 ※営利・非営利は問いません。
 ②介護保険サービスを運営していること、または、事業を円滑に実施できること

③市条例で定める人員・設備・運営などの基準を満たしていること

④介護保険法で定める事業者の指定禁止要件に該当しないこと

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【申込・問合せ先】7月1日(水)～21日(火)に事業所設置計画申込書と添付書類を添えて、高齢者福祉課介護保険係 ☎内線2157へ

「愛顔」あふれるエピソード・写真

愛と笑顔が結ばれて生まれた「愛顔」。県では愛顔を

あふれる感動のエピソードおよび写真を募集します。

【応募締切】7月31日(金)

○エピソード部門

自身の体験に基づく内容であればジャンルは問いません。

【応募規定】日本語で800字以内(原稿用紙2枚以内)

【応募・問合せ先】県文化・スポーツ振興課 ☎089-91212972

○写真部門

愛顔の写真であればジャンルは問いません。

【応募規定】5MB以下のJPEGデータ

※フィルムのスキャンデータでもかまいません。

【応募・問合せ先】(学)河原学園学園本部「愛顔の写真館えひめ」作品募集係 ☎089-94315333

「えひめ夢提案」制度

「えひめ夢提案制度」とは県の権限に属する規制の緩和や、県独自の支援措置を行う制度です。

地域の活性化につながる取組みをしたいが、規制などで行えない場合などの、規制緩和やノウハウの提供に関する提案を募集します。詳しくは、お問い合わせください。

【募集期間】6月1日(月)～30日(火)

【問合せ先】県地域政策課 ☎089-991212235

えひめ共働き支援キャンペーン賛同企業

県は、出生率の向上を目指すため、共働き家庭への支援を通じて、男女ともに仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備や、女性の労働参加を促進するための情報発信や支援を行っています。

そこで、共働き支援に賛同し、支援に取り組んでいる、あるいは今後、取り組もうという意欲がある県内企業などを募集しています。

また、「共働き支援フェア」を開催する企業など

も募集しています。
詳しくは、お問い合わせ
してください。

【登録番号】

▽賛同する企業・団体を
県ホームページなどで
紹介

▽本キャンペーンの車両
屋外用ステッカー、名
刺用シール、ポスター
を無料で配布

【申込方法】 県ホームペー
ジに掲載している「賛同
書」に必要事項を記入し、
FAXまたはEメールで
お申し込みください。

【申込・問合せ先】 県男女参
画・県民協働課

☎089-1912-12332
FAX089-1912-12444

✉danjokiyodo@pref.ehime.jp

もよおし

市民パソコン講座

『ペイントソフトでお絵か
きを試してみよう』

【と き】 6月7日(日)、24
日(水)、26日(金)

いずれも午後2時〜3時30分
※各1回の講座です。

【とこ】 生涯学習センター

【講師】 和田周子さん

【定員】 14人

【受講料】 無料(資料代2
00円は受講者負担)

【受付開始】 6月2日(火)

午前9時〜

【申込・問合せ先】 生涯学習
センター ☎25-17514

クラフトバッグ教室

【と き】

▽初心者コース

第1回 6月21日(日)

第2回 6月28日(日)

いずれも午後1時30分〜4
時30分

▽中級コース(あじろ編み)

第1回 6月24日(水)

第2回 7月1日(水)

いずれも午前9時〜正午
※各コースとも、2回の参
加で作品が完成します。

【とこ】 生涯学習センター

【講師】 大宮裕子さん

【定員】 15人程度

【受講料】 無料(材料代
1,500円は受講者負担)

【持参品】 筆記用具、洗濯
バサミ、ものさし、ハサミ

【受付】 6月2日(火)

午前9時〜

【申込・問合せ先】 生涯学習
センター ☎25-17514

ゆかた着付け教室
(女性限定)

『自分でゆかたを着て夜市
に行こう』

【と き】

第1回 6月27日(土)

第2回 7月11日(土)

いずれも午後5時30分〜7時
※各1回の講座です。

【とこ】 生涯学習センター

【講師】 和田周子さん

【定員】 14人(先着順)

【受講料】 無料

【持参品】 ゆかた、半幅帯、
伊達締め、肌着、腰紐3本、
下駄(履きもの)

【受付開始】 6月2日(火)

午前9時〜

【申込・問合せ先】 生涯学習
センター ☎25-17514

AITANSポーツ
クラブ

【対象】 小学生

【種 目】

(剣道) 6月3日(水)、10日(水)

(ハンドボール) 6月5日

(金)、19日(金)

(硬式テニス) 6月12日(金)、

26日(金)

(体操) 6月17日(水)

いずれも午後6時〜7時

【会 費】 月額1,000円

※全ての教室に参加できます。

※詳しくは、お問い合わせ
ください。

【申込・問合せ先】 環太平洋
大学短期大学部内(浅野)

☎22-13179 FAX24-15

627

✉asano@aitan.ac.jp

Nanpu Party
2015

あいなんカップリング
パーティー

【と き】 6月20日(土)

(受付) 午後6時30分〜

(開会) 午後7時〜

【とこ】 ゆい内海(愛

南町)

【対象】 交際相手を探し
ている25歳〜おおむね40歳
の独身男女

【参加費】

(男性) 4,000円

(女性) 2,000円

【定員】 男女各10人(合
計20人程度)

【送 迎】 J R宇和島駅〜
会場までの主要な道路沿い
で往復送迎します。

【申込方法】 6月10日(水)(必
着)までに、住所、氏名(ふ
りがな)、年齢、性別、電
話番号、送迎希望の有無を
記入して、ハガキ、FAX
またはEメールで申し込ん
でください。

※応募者多数の場合は抽選
します。結果は郵送しま
す。詳しくは、お問い合
わせください。

【申込・問合せ先】

〒798-8601 宇和島市曙

町1番地 宇和島地区広域事

務組合「あいなんカップリ

ングパーティー」係

☎22-8664 FAX24-

3943

✉nanpu@city.uwajima.lg.jp

もよおし

第13回えひめアビリンピック2015

障害者技能競技大会
【とき】 7月18日(土)
午前9時～午後3時

【ところ】ポリテクセンター愛媛(松山市西垣生町)

【競技種目】

- ①ワープロ(文書作成)
- ②表計算
- ③箱製作(箱折)
- ④喫茶サービス
- ⑤ビルクリーニング
- ⑥オフィスアシスタント

【参加資格】 身体障害者手帳(診断書)・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳判定書)がある満15歳以上の人(平成27年4月1日現在)

【募集期間】 6月5日(金)まで

【申込・問合先】(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部高齡・障害者業務課

☎089-1905-6780
FAX089-1905-6781

おしらせ

宇和島市奨学生(追加)

経済的な理由で修学することが困難な学生を対象に、予算の範囲内で奨学生を追加募集します。希望者は、学校長を経由して願書を提出してください。

【募集期間】

6月22日(月)～7月10日(金)

【対象】

高校・高専学校・大学・短大・専門学校

【募集人数】 若干名

【貸与額】

▽高校・高専学校 ≡ 修学金1万5,000円(月額)

▽大学・短大・専門学校 ≡ 修学金3万円(月額)

※支度金の貸付はありません。

【貸与期間】 平成27年10月～

【出願資格】 ▽高校・高専学校・大学・短大・専門学校に在学している▽ほかの育英・奨学などの奨学金を受けしていない▽人物と学業が優良・健康であり、学資の支払いが困難と認められる▽保護者が市内に住んでいる

子どもの虐待

まず連絡を

皆で子どもの虐待を無くしましょう。虐待を見かけたときは、1人で悩まず相談しましょう。秘密厳守・相談無料。

【相談先】 福祉課児童福祉係家庭相談員 ☎内線2155

難病医療相談

宇和島保健所では、難病の人の療養生活などに関する相談を行っています。お気軽にご相談ください。

【とき】 毎月第3火曜日 午後3時～4時30分

【ところ】 宇和島保健所

【内容】 面接相談(予約制)

※窓口相談・訪問相談事業については随時実施します。

【担当者】 保健師

※必要に応じて保健所医師・栄養士・歯科衛生士などが対応します。

【問合先】 宇和島保健所健康増進課 ☎22-5211 内線260

市長の資産など公開

「政治倫理の確立のための宇和島市長の資産等の公開に関する条例」の規定に基づき、市長の資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書の閲覧をすることができま。

【とき】 6月30日(火)～(執務時間中)

【ところ】 総務課秘書広報係

※報告書の持ち出し・コピーはできません。

【問合先】 総務課秘書広報係 ☎内線2425

市立宇和島病院 初診にかかる特別の料金変更

ほかの医療機関からの紹介状を持たずに市立宇和島病院の受診を希望する場合、平成8年4月の健康保険法の改正により、「患者の自己の選択による受診」に該当し、通常の医療費のほかに「初診にかかる特別の料金」として400円(税抜)の負担をお願いしていました。

しかし、周辺医療機関との機能分化をより推進することを目的として、7月1日より「初診にかかる特別の料金」を1,000円(税抜)に変更します。

初診で紹介状を持たずに当院の受診を希望する人には負担をお願いすることになります。ご理解のほどお願いします。

【問合せ】市立宇和島病院
医事課 ☎ 25-1111 内線
32013

身元不明遺体の情報提供をお願いします

「遺体は火葬し、静愁苑に安置しています。心当たりのある人はご連絡ください。」

【発見場所】 JR高光駅南方約65.9m先の線路上

【発見年月日】 4月1日

【年齢・性別】 50歳以上(推定)・男性

【死亡推定年月日】 4月1日

【死因】 れき死

【特徴】 身長165〜180cm程度、やや肥満、頭髪は

頭頂部が薄めの白髪交じり

【服装】 灰色作業上着

灰色ポロシャツ、黒色長ズボン、白色股引、白色タン

クトップ、ストライプ柄ト

ランクス、黒色靴下、黒色

26cmの靴、ベルト着用

【所持品】 所持金203万

816円、銀色の腕時計、

黒色の小銭入れ、茶色の札

入れなど

【問合せ】 生活支援課 ☎ 内

線2204

土砂災害防止月間

市内には、県内最多となる2,011箇所が土砂災害危険箇所に指定されています。

危険箇所を確認し、「日

ごろの備え」を万全にして、

「早めの避難」を心がけま

しょう。

○情報伝達訓練の実施

情報伝達訓練を実施しま

す。防災ラジオを利用して

の訓練放送が入ります。

【こき】 6月7日(日) 午前

9時〜10時(3回程度)

【問合せ】 危機管理課 ☎ 内

線2030

「愛顔のえひめ商品券」発売

市内の商工会議所および商工会で、7月1日から販売します。

【販売金額】 1セット1万円

(1万2,000円分商品券)

※1人3セットまで。

(内訳) 県内全域使用分1,

000円券×6枚、宇和島

市内使用分1,000円券

×6枚

【購入方法】 商工会議所ま

たは商工会に、往復ハガキ

で申し込んでください。

※申し込み多数の場合は抽

選します。

【申込期間】 5月25日(月)〜

6月10日(水)

【利用できる店舗】 県内の

小売業、飲食業およびサー

ビス業のうち、「愛顔のえ

ひめ商品券取扱店舗」のス

テッカーの貼ってある店舗

【問合せ】

宇和島商工会議所 ☎ 22-

5555

吉田三間商工会 ☎ 52-

2233

津島商工会 ☎ 32-2215

労働保険の年度更新

労働保険の平成27年度の年度更新が始まります。電子申請 (<http://www.e-gov.go.jp>) も利用できます。

【期間】 6月1日(月)〜7月10日(金)

【問合せ】 愛媛労働局労働

保険徴収室 ☎ 089-

935-5202

○宇和島地域商品券(へもーに商品券)

今年も、販売を予定しています。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】 宇和島商工会議所 ☎ 22-5555

ループ・NPO法人

【登録ページ】

▽市が発信する各種情報を

受け取ることが出来ます

▽チラシやポスターを市の

施設に掲示できます

▽市地域づくり団体活動補

助金を申請することがで

きます

○市地域づくり団体活動

補助金(2次募集)

【対象】 NPO登録団体

【補助対象】 NPO登録を

行った団体が主体となつて

行い、多数の住民参加が期

待できる事業

【補助金額】 対象経費の2

分の1以内で10万円まで

①事業の総額が10万円以上

であること

②ほかの補助金などを受け

た事業でないこと

③平成27年8月から平成28

年3月までに事業を実施

および完了すること

【申請期限】 6月30日(火)

※詳しくは、市ホームページを

ご覧ください。

【問合せ】 企画情報課 ☎

コミュニケーション推進係 ☎ 内線

2236

ボランティアグループ NPO法人の皆さん

NPO登録・地域づくり団体活動補助金制度をご利用ください。

○NPO登録制度

【対象】 市内で活動する5人以上のボランティアグ

おしらせ

第10回特別弔慰金の支給

戦後70周年にあたり、戦没者の皆様に、改めて弔慰の意を表すため、「遺族の皆様へ特別弔慰金（記名国債）を支給します。

今回の弔慰金は、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付します。

【支給対象者】 戦没者などの死亡当時の遺族で、4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給。

- (1) 4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した人
- (2) 戦没者などの子
- (3) 戦没者などの①父母 ②孫
- ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】 平成27年6月1日〜平成30年4月2日

※請求期間を過ぎると弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

※詳しくは、お問い合わせください。

【請求・問合せ先】 福祉課 福祉係 ☎内線 2154・2117

男女共同参画社会づくり活動を支援します

市では、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に活動している人、これから理解を深めたいと思っている人を支援します。

○男女共同参画社会づくり活動補助金

【対象】 男女共同参画に

関する内容のもので、①研修会などへ参加する20歳以上の人

②研修会の開催や啓発活動を行う市民団体

【補助金額】 対象経費の2分の1以内で、① 1人3万円まで ② 1件10万円まで

○男女共同参画出前講座 育児・介護など男女共同参画に関する学習会を開くときの講師の手配・謝礼金支給などの支援をします。

【対象】 市内に在住、勤務、または通学する人で構成された10人以上のグループ

【補助金額】 1回2万円まで（講師への謝礼金・交通費 ※いずれも平成27年度内に事業が完了するものに限ります。また、予定数に達した時点で受付を終了します。

【受付期間】 平成28年1月27日(水)まで

【申込・問合せ先】 企画情報課「ミニミニ推進係」 ☎内線 2236

gender@city.uwajima.lg.jp

市議会 6月定例会

【開催日程】 6月15日(月)～30日(火)

※本会議は午前10時から。

- ▷ 6月15日 本会議（提案説明）
- ▷ 22・23日 本会議（一般質問、議案質疑、委員会付託）
- ▷ 24日 本会議予備日
- ▷ 25・26日 委員会審査
- ▷ 30日 本会議（表決）

本会議がインターネット中継されます
市ホームページ・宇和島ケーブルテレビ・FMがいや（76.9MHz）から、本会議（生中継）を視聴できます。

【問合せ先】 市議会事務局 ☎49-7035



【問合せ先】 FMがいや ☎49-1769
r-m@gaiya769.jp
http://www.gaiya769.jp/

MARKと楽しい仲間たち

月曜日 午後2時～(再) 午後5時～、午後10時～

【パーソナリティ】 末光 正浩 さん、酒井 博司 さん



懐かしのフォークソングや、オリジナル曲をスタジオ生演奏でお届けします。リクエスト、メッセージお待ちしております。

※各番組への感想やリクエストも受け付けています。

福祉

児童手当・各種医療費 (母子家庭、父子家庭、重度心身障害者)の手続き

児童手当現況届

現況届は、毎年6月1日時点での児童の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き児童手当を受け取る要件があるかどうかを確認するものです。

この届を提出しないと、6月分以降の児童手当を受け取ることができなくなりま
す。忘れずに期限内に提出してください。現況届は6月中旬までに郵送します。

【提出期間】 6月17日(水)～30日(火) 午前9時～午後5時(土・日曜日は除く)

【支給額(月額)】 0歳～3歳未満 15,000円、3歳～中学生 10,000円
※3歳～小学生の第3子以降は15,000円。

※所得制限を超える場合、1人あたり5,000円。
【支給日(2月～5月分)】 6月15日(月)に口座振込

所得制限限度額

扶養親族など	所得額	収入額
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円
6人以上	1人につき所得額を38万円加算	

【提出・問合先】 福祉課児童福祉係 (22番窓口) ☎内線2147または各支所福祉環境係・宇和海支所(各出張所)

母子家庭医療費受給者証の更新

現在交付している母子家庭医療費受給者証は、有効期限が6月30日までです。

更新手続きをしますの

で、6月上旬に送付する申請書などに必要事項を記入して提出してください。

【と き】 6月8日(月)～12日(金) 午前9時～午後5時

【とこ】 市役所福祉課(22番窓口) 吉田・三間・津島支所 福祉環境係

▽宇和海支所(各出張所) 【持参物】 印かん(みこめ印でも可)

健康保険証
現在交付中の母子家庭医療費受給者証

・送付の母子家庭医療費受給資格登録(更新) 申請書

父子家庭の医療費助成の開始

7月1日より、現在の母子家庭医療費助成制度が父子家庭にも拡充します。

次の要件に該当する人は手続きをしてください。

▽父子家庭の父と子、または養育者と子で生計を維持していること

▽父または養育者の所得税が非課税であること

▽父または養育者と子の健康保険証が同じであること

【受付開始】 6月17日(水)～

【とこ】 市役所福祉課(22番窓口) 吉田・三間・津島支所 福祉環境係

▽宇和海支所(各出張所) 【持参物】 印かん(みこめ印でも可)

健康保険証
源泉徴収票または確定申告書写(平成27年1月2日以降に市内に転入の人)

母子・父子家庭医療費共通

【問合先】 福祉課児童福祉係 ☎内線2146または各支所福祉環境係

重度心身障害者医療費受給者証の更新

現在交付している重度心身障害者医療費受給者証は、有効期限が6月30日までです。

更新手続きをしますので、申請書・委任状(6月5日(金)発送予定)に必要な事項を記入して提出してください。

※本人が手続きをする場合でも、給付事務の委任のため委任状が必要です。

※65歳～74歳の受給者の人は、後期高齢者医療制度へ移行できますので、移行の検討をお願いします。

【とこ】 市役所福祉課(23番窓口) ※土・日曜日は除く。

▽6月18日(木) 午前9時～午後4時

吉田・三間支所福祉環境係
岩松公民館

【持参物】 印かん(みこめ印でも可) 健康保険証

現在交付中の重度心身障害者医療費受給者証

・身体障害者手帳、療育手帳

・送付の更新申請書と委任状

【問合先】 福祉課障害福祉係 ☎内線2110または各支所福祉環境係



住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

平成26年4月の消費税率8%の引上げおよび平成29年4月に10%へ変更されることにともない、次の要件に当てはまる人は、住民税（市・県民税）の所得割からの税額控除額が拡充されます。

対象に該当しない場合の控除額は次のとおりです。

【対象】 次のいずれにも当てはまる人（特定取得）
▽平成26年4月1日から平成31年6月30日までに、住宅ローンなどを利用して家屋を取得（新築、増築または購入）して入居した人

【控除額】 次のうち、いずれか少ない額
・控除可能額の残額
・所得税の課税総所得金額等の5%
※上限9万7,500円。

▽住宅の取得などにかかる消費税額が8%または10%で支払をした人

住宅ローン控除の適用を受けるには所得税の確定申告、または給与の年末調整での申告が必要です。
※市役所への手続きは不要です。

【控除額】 次のうち、いずれか少ない額
・控除可能額の残額
・所得税の課税総所得金額等の7%
※上限13万6,500円。

【問合せ先】 税務課市民税係
☎内線2515・2520

※上限13万6,500円。

	改正前	改正後	
居住開始年月日	平成11年1月1日～平成25年12月31日	平成11年1月1日～平成26年3月31日	平成26年4月1日～平成31年6月30日
控除限度額（市県民税）	所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）	所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）	所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円）
注意事項	平成19・20年中の入居者は住民税での住宅ローン控除の適用はありません		平成26年4月以降の入居で、住宅の取得などにかかる消費税を5%で支払いの場合は所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）を適用

確定申告（所得税・復興特別所得税）の年少扶養親族の記載

16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」）には所得控除額はありませんが、住民税（市・県民税）では非課税限度額判定の扶養人数に含まれます。

所得税および復興特別所得の確定申告（以下「確定申告」）をした際に、年少扶養親族の記載をしていない場合、住民税の算定上、非課税基準の判定人数に含めることができません。

年少扶養親族があり、確定申告をした人は、申告書の個人控えを確認していただき、確定申告書に年少扶養親族の記載をしていない場合には、市役所で申告をしてください。

※医療費控除などの還付申告などで、給与の年末調整を受けていることにより所得控除内容の記載を省略する確定申告をした場合でも、年少扶養親族の氏名などの記載は必要です。

【申告場所】 市役所税務課市民税係または吉田・三間・津島各支所税務係

【必要なもの】 確定申告書
個人控え・源泉徴収票・印かん（スタンプ式のもの）は不可

【問合せ先】 税務課市民税係 ☎内線2520
吉田支所税務係 ☎内線5527
三間支所税務係 ☎内線2161
津島支所税務係 ☎内線5912



第57回 水道週間（6月1日(月)～7日(金)）

【問合せ先】 水道局 ☎ 22-5265

蛇口をひねれば、いつでもどこでもきれいな水道水が出ます。この水道週間に機会に、改めて水の尊さ、水道の大切さを見直し、水道に対する関心を高めましょう。

水道週間スローガン

『カラカラで蛇口に飛び込む僕の間』

水道水の水質を厳しく管理しています

「水道水は安全」 その信頼に任せ、常に安全な水を皆さんのもとにお届けするため、水源池から蛇口まであらゆる角度から水質を厳しく管理しています。

朝一番の水は飲み水以外に

朝一番の水や、長い間留守にした直後の水道水は、安全のための残留塩素が少なくなったり、給水管に鉛管が使われている場合、鉛が溶出したりすることがあります。こうしたときの開栓直後の水は、念のためバケツ1杯を目安に、飲み水以外の用途に使ってください。

配水管の夜間洗浄を実施

季節の変わり目には、水を使用する量が急に変化したリ、濁った水が出る場合があります。その予防策として水道管の洗浄を実施します。洗浄作業中は、水圧が下がったり濁り水が出る場合がありますので注意してください。
※作業する地区と日程は個別にお知らせします。

いつでも、どこでも安定した給水を目指しています

安心して飲める水を安定して届けるために、老朽管の計画的な取り替えを進めています。また、地震などの災害に強い水道づくりを進めるため、水道施設の耐震化にも取り組んでいます。

貯水槽などはいつも清潔に

貯水槽以降の給水設備は

所有者（設置者）が日頃から定期的に設備を点検し、衛生的に管理しなければなりません。貯水槽などについても清潔にし、水質などの検査も行いましょう。

※貯水槽の有効容量が10㎡を超える場合は、法律で年1回の清掃と定期検査が義務づけられています。

水道の漏水調査を実施

漏水による道路の陥没や資源の無駄を防ぐため、市内各所で漏水調査を行っています。道路で漏水音を聴き取る調査や、各家庭の水道メーターの調査を行います。調査員が伺った際には、ご協力をお願いします。なお、この調査で皆さんから費用を集金することはありません。不審に思った場合は、ご連絡ください。



マダニにご注意！ 不正大麻・けし撲滅運動

マダニにご注意！

マダニに咬まれて感染する「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」が、昨年度末で県内では20人発生しています。この病気は、ウィルスを保有するマダニに咬まれて6日～2週間後に発熱、嘔吐、下痢などの症状が現れ、重症化して死亡することもあります。

【予防方法】

野山などに入るときは、肌を出さないようにし、咬まれないようにしましょう。飼犬などがマダニを付けて持ち帰ることもありますので気を付けましょう。

【マダニに噛まれたら】

吸血中のマダニに気づいたら、つぶしたり無理に引き抜いたりせず、病院（皮膚科）で処置してください。

【問合せ先】 宇和島保健所 ☎ 22-5211 内線257

不正大麻・けし撲滅運動

大麻やけしによる事件の発生は、依然として後を絶ちません。県では、6月30日まで「不正大麻・けし撲滅運動」を実施し、不正栽培や自生している大麻・けしの撲滅を目指します。

不正な大麻・けしを発見した場合には、宇和島保健所または最寄りの警察署へご連絡ください。



栽培が禁止されているけし(左)と大麻(右)
出典：厚生労働省「大麻・けしの見分け方」

【問合せ先】 宇和島保健所 ☎ 28-6105

経営所得安定対策等

農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、水稲からの作付転換を促すことを目的として、経営所得安定対策等を実施します。

【申請期限】 6月30日(火)まで

※申請書類などは、6月上旬に対象者へ送付します。6月8日までに届かなかつた場合は、ご連絡ください。

【対象者】 販売農家または集落営農（メニューごとに追加条件があります）

■ 米に対する助成（生産数量目標を守った農業者のみ）

【米の直接支払交付金】 作付面積に応じて7,500円 / 10aを交付します。「水稲共済加入者」または「作付面積25a未満で販売を行う人」が対象です。

※交付対象面積は、主食用米の作付面積から10a（自家消費米相当分）を控除して算定します。

■ 畑作物の直接支払交付金および収入減少影響緩和対策

【対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者

【数量払】（水田・畑地共通）

対象作物	平均交付単価
小麦	6,320 円 / 60kg
二条大麦	5,130 円 / 50kg
六条大麦	5,490 円 / 50kg
ハダカ麦	7,380 円 / 60kg
大豆	11,660 円 / 60kg
テン菜	7,260 円 / t
でん粉原料用バレイシヨ	12,840 円 / t
ソバ（未検査品は除外）	13,030 円 / 45kg
ナタネ	9,640 円 / 60kg

※交付単価は品質に応じて増減します。

【面積払】（営農継続支払）

当年産の生産面積に応じて2万円 / 10aを交付。

（数量払からの先払いになります。）

【ナラシ対策】（収入減少影響緩和対策）

当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填（要積立金）。

※畑地も対象です。畑地での申請についてはご相談ください。

【問合せ先】 農林課 ☎内線 2813

中国四国農政局松山地域センター 農政推進グループ

☎089-932-6989

※制度の詳細や手続方法などについては、お問い合わせください。

【対象作物】 米、麦、大豆、テン菜、でん粉原料用バレイシヨ、ソバ、ナタネ

※水田に作付する飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、飼料作物、転作作物（きゅうり、かぼちゃなどの野菜、地力増進作物など）も対象になります。

■ 水田活用の直接支払交付金

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円 / 10a
WCS用稲	8.0万円 / 10a
加工用米	2.0万円 / 10a
飼料用米、米粉用米	5.5～10.5万円 / 10a

※飼料用米、米粉用米の交付単価は収量に応じて変動します。

【飼料用米への加算措置】（上記単価に上乘せ）

助成の種類	交付単価
担い手（認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体）への加算	1.0万円 / 10a
多収性専用品種への取り組み	1.2万円 / 10a

【そのほかの助成】

助成の種類	交付単価
二毛作助成	1.5万円 / 10a
耕畜連携助成	1.3万円 / 10a
産地交付金（野菜、花き・花木）	1.5万円 / 10a
産地交付金（地力増進作物など）	1.0万円 / 10a
産地交付金（地域振興作物7品目）	0.5万円 / 10a

※産地交付金の交付単価については、申請状況により変動する場合があります。

※出荷・販売などの要件を満たせば、米の生産数量目標の達成にかかわらず交付対象です。

※地域振興作物は、キュウリ、ナス、イチゴ、キャベツ、シュンギク、ブロッコリー、ソラ豆です。

平成27年度 青年就農給付金事業（経営開始型）

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、経営が不安定な就農初期段階の所得を確保するため、給付金を給付します。

【給付金】 年額150万円（最長5年間）

※共同経営者が夫婦の場合は225万円、法人新設の場合はそれぞれに給付します。

※前年の所得額により給付金額が変動します。

【要件】

▷独立・自営就農である

▷独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有している

▷農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること など

【問合せ先】 農林課 ☎内線 2816・2815